

第 3 4 号議案

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年豊川市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 6 号を次のように改める。

(6) 脳神経内科

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、診療内容の明確化を図るため、診療科目の名称を変更する必要があるからである。